

平成26年 4月17日

登録番号 20130352

氏名 猿渡 建次

1. 活動状況

平成24年4月～平成25年3月

① 活動の概要

◎平成24年度に新たな森林計画制度として取り組んだ「市町村森林整備計画」、「森林経営計画」の作成支援業務

- 1 組織内部の支援体制として、振興局の普及指導と行政（林務、造林、林道、林産、道有林）の担当者により、管内の北部と南部で2班を編成し活動した。
- 2 管内北部と南部に地域関係者（課題事項④-1の1～5の連携者と専門普及指導員）による推進チーム、実務担当者による推進班を設置し活動した。

② 当該業務を挙げた理由

◎「市町村森林整備計画」と「森林経営計画」の作成支援やそれに関連する地域の森林整備に関わる取組み支援が、フォレスターとしての活動に関連していると考えられることから選定した。

③ 当該活動における、あなたの立場と役割

◎北海道後志地域における新たな森林計画制度に基づく「市町村森林整備計画」や「森林経営計画」作成の支援を担う、振興局森林室の専門普及指導員7名を総括する普及課長であった。

④-1 活動上発生した問題点と課題

- 1 民有林森林資源が成熟しており、これらを活用して森林所有者の所得にどう結びつけて行くのか。これまで保育事業が森林整備の中心であったが、搬出間伐等により収益を得る必要がある。

管内民有林 蓄積 13,749千m³ 面積 134,473ha *以下の数値は、平成24年3月末
 針葉樹 9,534千m³
 トドマツ 4,628千m³ (針葉樹の48.5%)
 11・12齢級 1,412千m³ (トドマツの30.5%)
 カラマツ 4,340千m³ (針葉樹の45.5%)
 7・8齢級 1,024千m³ (カラマツの23.6%)

- 2 「森林施業計画」を樹立している森林所有者を、新たな森林計画制度のもとで全て「森林経営計画」に移行させられるのか。「森林施業計画」の認定面積は50%に達していない。

森林施業計画認定 面積 67,020ha (管内民有林面積に対する認定率49.8%)

- 3 管内の小規模森林所有者を「森林経営計画」に参画させ、森林経営を継続させられるのか。単独での「森林経営計画」の樹立ができないので、集約化して計画を作成する必要がある。

管内民有林の森林所有者 18,370名 1名あたり森林所有面積 7.3ha

- 4 不在村森林所有者に新たな森林計画制度を周知し、「森林経営計画」に同意を得て計画に参画させられるのか。管内森林の所有者は、半数以上が不在村者であり、その半数以上が道外不在村者である。また、海外不在村者の森林も存在している。

不在村森林所有者 面積 77,677ha (管内民有林面積の57.8%)
 所有者 10,183名 (管内民有林所有者の55.4%)
 道外不在村森林所有者 面積 39,041ha (不在村森林所有者面積の50.3%)
 所有者 6,143名 (不在村森林所有者の60.3%)
 海外不在村森林所有 面積 653ha (52件)

- 5 森林整備の集約化や低コスト化を進めるためにも、国有林との連携を更に進める必要がある。
- 6 市町村長の森林整備に対する理解を得るとともに、市町村の林務関係の職員数と経験が少ない。また、管内の森林組合に「森林施業プランナー」がいない。

④-2 問題点と課題への具体的対応策

- 1 森林所有者の収益につなげる集約化施業や搬出間伐等の推進

- (1) 森林所有者に対して「地域林業懇談会」における新たな森林計画制度の説明（蘭越町他）
- (2) 間伐施業団地の設定（4カ所）、集約化施業の「森林づくり交流会」の開催（余市町）
- (3) 「低コスト森林施業に対応した路網・作業システム検証ワーキングチームによる現地検討会」及び「意見交換会」の開催支援（留寿都村、喜茂別町）
- (4) 「地材地消」バスツアー（岩内町）、「木造公共施設の見学会」への支援（赤井川村）
- (5) 地元青年団が植栽し育てた「青年の山」からの木材を使用した公共施設のPR（共和町）
- (6) 「破砕機による林地未利用材チップ化作業の実演会」の開催支援（積丹町）
- (7) 林地残材・端材チップを利用した藻場再生の取組みへの支援（寿都町）
- (8) 「尻別川流域未利用木質資源活用検討会」への参画、開催支援（倶知安町）
- (9) SGEC・COC森林認証企画審査への支援、「森林認証取得報告会」の開催支援（京極町他）

- 2 「市町村森林整備計画」及び「森林経営計画」作成の支援

- (1) 組織内部の支援体制として、振興局推進班の設置、活動
- (2) 市町村及び森林組合職員に対する「森林経営計画作成研修会」の開催（倶知安町）
- (3) 地域関係者による推進チーム・推進班の設置、会議（北部・南部）及び現地検討会の開催等

- (4) 間伐施業団地の設定（4カ所）、集約化施業の「森林づくり交流会」の開催（再掲）
- (5) 市町村や森林組合に対して林分を色分けした市町村管内の大地図、データの提供
- 3 小規模であるが、森林整備に意欲の有る森林所有者の「森林経営計画」への参画促進
- (1) 森林所有者に対して「地域林業懇談会」における新たな森林計画制度の説明（再掲）
- (2) 間伐施業団地の設定（4カ所）、集約化施業の「森林づくり交流会」の開催（再掲）
- (3) 「低コスト森林施業に対応した路網・作業システム検証ワーキングチームによる現地検討会」及び「意見交換会」の開催支援（再掲）
- (4) 大規模森林所有者への小規模森林所有者との共同計画の作成促進
- 4 不在村森林所有者の森林経営計画への参画促進
- (1) 「南しりべし不在村森林対策協議会」への支援（蘭越町）
- (2) ふるさと森林会議事業を活用した説明会（東京、名古屋、大阪他）や個別訪問の支援
- (3) 資料の郵送、電話による新たな森林計画制度や集約化事業の説明
- (4) 森林組合への登記所及び調査による住所情報の提供
- 5 森林整備の集約化や低コスト化を進める、国有林との連携
- (1) 森林管理署と振興局との情報交換を行う「後志地域林政連絡会議」の設置、会議の開催
- (2) 「寿都地域森林整備推進協定」の締結、共同施業団地の設定、実行管理の支援（寿都町）
- (3) 間伐施業団地の設定（4カ所）、集約化施業の「森林づくり交流会」の開催（再掲）
- (4) 「低コスト森林施業に対応した路網・作業システム検証ワーキングチームによる現地検討会」及び「意見交換会」の開催支援（再掲）
- 6 市町村への森林整備促進及び人材育成対策
- (1) 市町村長への森林整備に対する理解の向上に対する取組み
 - ア 町村長に対して、新たな森林計画制度、「市町村森林整備計画」の作成支援体制の説明
 - イ 町長室での市町村職員の「準フォレスター研修修了証書伝達式」の実施（3町）
 - ウ 町村長に対して、推進チームとして「市町村森林整備計画（素案）」の作成報告
- (2) 市町村職員の資質向上に対する取組み
 - ア 振興局推進班による個別指導、巡回指導の実施
 - イ 「林分評価研修会」の実施（倶知安町）
 - ウ 間伐施業団地の設定（4カ所）、集約化施業の「森林づくり交流会」の開催（再掲）
 - エ 「低コスト森林施業に対応した路網・作業システム検証ワーキングチームによる現地検討会」及び「意見交換会」の開催支援（再掲）
- (3) 人材育成の取組み
 - ア 「森林経営計画作成研修会」（再掲）、「林分評価研修会」の実施（再掲）
 - イ 「低コスト施業実践コース・森林施業プランナー育成研修」への支援（倶知安町）
 - ウ 森林施業方法の検討、害虫被害対策の「指導林家・青年林業士現地検討会」の開催（仁木町）

⑤ 活動による成果で残された課題及び今後の改善方策

1 成果

◎管内各市町村の「市町村森林整備計画」の樹立

◎「森林経営計画」の作成。「森林施業計画」の認定面積を上回る認定（予定）となった。
 森林経営計画認定（予定） 面積 71,893 ha *平成25年3月末
 管内民有林面積に対する認定率 53.5%、森林施業計画面積に対して+4,873 ha
 ○新たな市町村の「森林経営計画」の作成（泊村）

◎計画の作成だけに止まらず、地域関係者の連帯化や次の成果にも繋がった。

- ・「寿都地域森林整備推進協定」の締結（一般民有林、町有林、国有林、道有林、漁協）
- ・SGEC・COC認証の取得（ようてい森林組合等）
- ・林地未利用材チップの燃料供給（積丹町）、堆肥化した藻場再生への利用（寿都町）
- ・地域木材の利用推進を図る木造公共施設の建設（赤井川村、岩内町）

2 改善点

- (1) 森林所有者の森林整備に対する意識改革や集約化の手法
 - (2) 推進チームによる「市町村森林整備計画」及び「森林経営計画」の実行管理体制
 - (3) 森林施業の高性能林業機械の活用による間伐の低コスト化や林業労働者の確保対策
 - (4) 「森林経営計画」を活用した管内森林資源の樹種別・径級別供給情報の活用
 - (5) 木質バイオマス利用のため「尻別川流域未利用木質資源活用検討会」を管内全域への拡大
 - (6) 本州への丸太移出構想等の需要拡大対策
2. 研修の受講状況
なし
3. その他の自己の能力・維持向上のための活動状況
なし